

I 令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（宮城県分）の結果について

1. 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に、また、学校に登校していない児童生徒への適切な支援につなげていくものとする。さらに、調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、学校に登校していない児童生徒への支援等の一層の充実に資するものとする。

2. 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 調査対象（令和6年5月1日現在）

- 国公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）
 - ・ 小学校数 363校（児童数 107,511人）
 - ・ 中学校数 204校（生徒数 57,020人）
 - ・ 高等学校数 108校（生徒数 53,508人）
 - ・ 特別支援学校数 30校（児童生徒数 2,794人）※いじめのみ

4. 調査結果の概要

(1) 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 3,974件であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は17.5件（全国10.4件）である。
- 発生件数は、小学校においては前年度より減少し、中学校と高等学校においては増加した。
- 形態別発生件数では、小学校においては、器物損壊は前年度より増加し、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力は減少した。中学校においては、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の全てにおいて増加した。高等学校においては、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊は増加し、対人暴力は減少した。

①発生件数

校種	種別	R6発生件数 (件)	R5発生件数 (件)	前年度 比較	R6 1,000人当 たりの発生件数 (件)	R5 1,000人当 たりの発生件数 (件)	前年度 比較
	年度等						
	小学校	2,810	3,490	-680	26.1	31.8	-5.7
	中学校	1,064	953	+111	18.7	16.4	+2.3
	高等学校	100	77	+23	1.6	1.2	+0.4
	宮城県全体	3,974	4,520	-546	17.5	19.6	-2.1
	全国	128,859	108,987	+19,872	10.4	8.7	+1.7

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

校種	種別	対教師暴力（件）			生徒間暴力（件）			対人暴力（件）			器物損壊（件）		
	年度等	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較
	小学校	9.4	9.4	±0	14.0	20.0	-6.0	0.2	0.2	±0	2.5	2.2	+0.3
	中学校	2.0	1.3	+0.7	12.9	12.2	+0.7	0.2	0.2	±0	3.6	2.8	+0.8
	高等学校	0.1	0.0	+0.1	0.7	0.7	±0	0.0	0.0	±0	0.7	0.5	+0.2

②形態別発生件数

校種	種別	対教師暴力（件）			生徒間暴力（件）			対人暴力（件）			器物損壊（件）		
	年度等	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較	R6	R5	前年度と の比較
	小学校	1,011	1,033	-22	1,508	2,200	-692	17	20	-3	274	237	+37
	中学校	112	73	+39	735	711	+24	13	9	+4	204	160	+44
	高等学校	4	2	+2	47	41	+6	2	3	-1	47	31	+16

4. 調査結果の概要

(1) 暴力行為

調査結果のポイント

- 暴力行為の発生件数が高いことについては、以下の要因によるものと考えられる。
 - ・ コロナ禍で制限されていた活動が再開されたことで、児童生徒の接触機会が増加。
 - ・ 幼児期や小学校の時期に、コロナ禍で様々な活動が制限されたことにより、折り合いをつける経験が少ないまま成長した影響。
 - ・ 特定の児童が、感情を抑えられずに繰り返し行為に及ぶケースの増加。
- 小学校で、暴力行為の発生件数が減少したことについては、スクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等の専門職を交えたケース会議*を開き、アセスメントに基づく個別の支援を組織的に行う学校が増えたことで、繰り返し行為に及ぶ児童生徒への適切な支援につなげることができたためと考えられる。

* ケース会議：児童生徒の状況を多角的に分析し、具体的な支援方針や指導方法を確認する会議

4. 調査結果の概要

(1) 暴力行為

今後の対応

① 学校・学級づくりによる未然防止の推進

暴力行為が起こらないよう、学級づくりや特別活動等を通して、好ましい人間関係づくりを推進する。

② 専門職や支援員による支援体制の充実

全公立小・中学校、県立学校にSCを配置するとともに、各市町村及び県立学校にSSWを配置（市町村については委託）する。

③ 関係機関との連携と組織的対応の推進

SCやSSWなど、専門職を交えたケース会議を行い、適切な支援を行うことができるよう、個別の支援計画の作成を促すとともに組織的対応を推進する。

④ 県警との連携

学校と警察間における情報交換と連携強化や各関係機関及び学校種間での連携・情報共有を密接に行う。

⑤ 支援員の配置

生徒指導支援として教員の加配及び警察・教員OB等支援員の配置を行うとともに、問題行動の未然防止、早期解決のために学校生活支援員を配置する。

⑥ 相談体制の強化

特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談を実施するほか、24時間SOSダイヤルやSNS等を活用した相談業務を実施する。

4. 調査結果の概要

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は11,766件であり、前年度（14,722件）より2,956件減少した。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は51.2件（全国61.3件）である。
- 中学校・高等学校及び特別支援学校の認知件数は前年度より増加し、小学校では減少した。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの解消率は79.6%で、前年度より1.6ポイント増加した。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は69件であり、前年度より39件増加した。また、児童生徒1,000人当たりの発生件数は0.30件（全国0.11件）である。

①いじめの認知件数

校種	種別	R6認知件数 (件)	R5認知件数 (件)	前年度 比較	1,000人当たりの 発生件数(件)
小学校		9,326	12,405	-3,079	
中学校		2,060	1,989	+71	
高等学校		276	250	+26	
特別支援学校		104	78	+26	
宮城県全体		11,766	14,722	-2,956	51.2
全国		769,022	732,568	+36,454	61.3

②いじめの解消率（小・中・高等学校及び特別支援学校）

区分	R6	R5	前年度比較
宮城県(%)	79.6	78.0	+1.6
全 国(%)	76.1	77.5	-1.4

③いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（小・中・高等学校及び特別支援学校）

区分		発生した 学校数(校)	発生件数(件)	法第28条第1項第 1号に規定する発 生件数(件)	法第28条第1項第 2号に規定する発 生件数(件)	1,000人当た りの発生件 数(件)
R6	宮城県	63	69	28	53	0.30
	全 国	1,255	1,405	768	897	0.11
R5	宮城県	28	30	15	22	0.13
	全 国	1,185	1,306	648	864	0.10

(注)・ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

- ・ 第1号「重大事態」とは、法第28号第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。
- ・ 第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
- ・ 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

4. 調査結果の概要

(2) いじめ

調査結果のポイント

- いじめの認知件数が減少したことについては、以下の要因が考えられる。
 - ・ 学校における早期対応と予防教育の取組が進み、早期にトラブルが解決され、いじめに発展する前に解消できている。
 - ・ SCやSSWなど専門職による相談体制が充実し、「チーム学校」として組織的に対応する体制が強化されている。
 - ・ 特に、小学校で認知件数が減ったことについては、ケース会議の実施やスクールロイヤー等に相談しながら対応した結果と考えられる。
- 重大事態が増加したことについては、昨年、重大事態に関するガイドラインが改定され、保護者からの申立てや、事案の背景にいじめの「疑い」が生じた段階で調査を開始したケースが増えた結果と考えられる。

4. 調査結果の概要

(2) いじめ

今後の対応

① 早期対応の徹底

定期的に生活アンケート等を実施し、複数の教員で情報を共有するとともに、積極的な認知と早期の組織的な対応を徹底する。また、早期の段階から保護者に連絡し、児童生徒及び保護者の理解を得ながら対応を進める。

② 未然防止の取組

スクールロイヤー等を活用したいじめ予防教室などを推進し、児童生徒が自らいじめ防止や魅力ある学校づくりに取り組む意識を醸成する。

③ 研修・啓発の充実

諸会議や研修会等において、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインや各校のいじめ防止対応マニュアルの確認を行うよう、周知徹底する。また、県教委作成の「いじめ対応研修テキスト」の活用促進を図る。

④ SNSによる被害防止対策

SNS関係については、フィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発とネットパトロールの実施により、ネット被害の未然防止に努める。

⑤ 専門的支援体制の強化

全小・中学校、県立学校にSCを配置するとともに、各市町村及び県立学校にSSWを配置（市町村については委託）する。

⑥ 相談体制の充実

各教育事務所に専門カウンセラー等を配置して児童生徒・保護者・教職員からの相談に対応するとともに、24時間SOSダイヤルやSNS等を活用した相談業務も実施する。

4. 調査結果の概要

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校児童生徒数は、小学校3,002人、中学校4,723人、高等学校1,857人と全ての校種で減少した。
- 小・中・高等学校とも、不登校出現率*は全国と比べて高い状況である。
- 小・中・高等学校ともに、「欠席日数50日以上」の割合が、全国値より低くなっており、「出席日数が0日」の児童生徒の割合は、小・中学校では、全国より低い。欠席日数の長期化が一定程度抑えられている。

①理由別長期欠席者数

小学校 区分		在籍 児童数①	理由別長期欠席者数				長期欠席 総数	不登校 出現率 (%) ④÷①	不登校 児童数 前年度 比較
			病気 ②	経済的 理由③	不登校 ④	その他 ⑤			
R6	宮城県	107,511	1,572	0	3,002	314	4,888	2.79	-7
	全 国	5,994,493	61,114	7	137,704	31,840	230,665	2.30	+7,334
R5	宮城県	109,731	1,328	0	3,009	324	4,661	2.74	
	全 国	6,100,280	57,905	17	130,370	29,946	218,238	2.14	
中学校 区分		在籍 児童数①	理由別長期欠席者数				長期欠席 総数	不登校 出現率 (%) ④÷①	不登校 生徒数 前年度 比較
			病気 ②	経済的 理由③	不登校 ④	その他 ⑤			
R6	宮城県	57,020	1,049	0	4,723	159	5,931	8.28	-108
	全 国	3,186,476	48,321	21	216,266	11,697	276,305	6.79	+154
R5	宮城県	58,081	862	0	4,831	154	5,847	8.32	
	全 国	3,220,963	47,933	17	216,112	11,140	275,202	6.71	

高等学校 区分		在籍 児童数①	理由別長期欠席者数				長期欠席 総数	不登校 出現率 (%) ④÷①	不登校 生徒数 前年度 比較
			病気 ②	経済的 理由③	不登校 ④	その他 ⑤			
R6	宮城県	53,508	744	1	1,857	128	2,730	3.47	-70
	全 国	2,914,578	26,488	313	67,782	9,025	103,608	2.33	-988
R5	宮城県	53,843	830	5	1,927	104	2,866	3.58	
	全 国	2,925,515	26,268	385	68,770	9,391	104,814	2.35	

(注) 令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、長期欠席者の定義を 新型コロナウイルス感染症流行前と同じ、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」により年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査している。

* 不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

4. 調査結果の概要

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

②不登校の内訳

区 分		不登校 児童生徒数	内 訳							
			欠席日数 50日以上		欠席日数 90日以上		出席日数 10日以下		出席日数 0日	
宮城県	小学校	3,002	2,068	68.9%	1,203	40.1%	219	7.3%	57	1.9%
	中学校	4,723	3,794	80.3%	2,758	58.4%	419	8.9%	65	1.4%
	高等学校	1,857	716	38.6%	291	15.7%	51	2.7%	14	0.8%
全国	小学校	137,704	97,148	70.5%	60,737	44.1%	10,773	7.8%	3,570	2.6%
	中学校	216,266	175,991	81.4%	131,221	60.7%	26,815	12.4%	7,286	3.4%
	高等学校	67,782	28,387	41.9%	10,088	14.9%	1,776	2.6%	466	0.7%

(注) 長期欠席者の理由については、次のとおり。

- 「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養が適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。
- 「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれも該当しない理由により長期欠席した者の数。

4. 調査結果の概要

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

調査結果のポイント

- 不登校児童生徒数が高止まりしている要因については、コロナ禍を経て、児童生徒や保護者における登校に対しての意識が変化してきたことや、不登校への理解が深まったことによる登校に対する意識の変化が考えられる。
- 不登校児童生徒数が、全校種で減少しており、各学校で実施している「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の成果が現れていると考えられる。

4. 調査結果の概要

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

今後の対応

① 個別支援の充実

一人一人の子供の状況に応じた支援ができるよう、SCやSSWを交えたアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援を充実させる。

② 児童生徒主体の学校づくり

新たに学校に登校しない児童生徒を生まないよう「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進する。

③ 学びの多様化学校との連携

学びの多様化学校を設置する市町村との連携を更に進める。

④ 校内外の学習・自立支援体制の整備

校内教育支援センター（学び支援教室及び別室）の支援を充実させるとともに市町村の教育支援センターの運営支援を行うほか、訪問指導員によるアウトリーチ支援を実施し、学習支援と自立支援の充実を図る。

⑤ 教育相談体制の強化

各教育事務所に専門カウンセラー等を配置して児童生徒・保護者・教職員からの相談に対応するとともに、総合教育センターに設置している「不登校・発達支援相談室」においても公認心理師等による面談・電話相談を行う。

⑥ フリースクール等民間団体との連携

フリースクール等民間団体との連携強化による多様な学びの場や居場所の確保に努める。

4. 調査結果の概要

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は1.8%（全国1.4%）であり、前年度より減少した。

①中途退学者数及び中途退学率

区分		R 6	R 5	前年度比較
宮城県	中途退学者（人）	1,102	1,299	-197
	中途退学率（%）	1.8	2.1	-0.3
全国	中途退学者（人）	44,571	46,238	-1,667
	中途退学率（%）	1.4	1.5	-0.1

Ⅱ 令和6年度における宮城県の不登校児童生徒の現状と対応について（公立小・中学校）

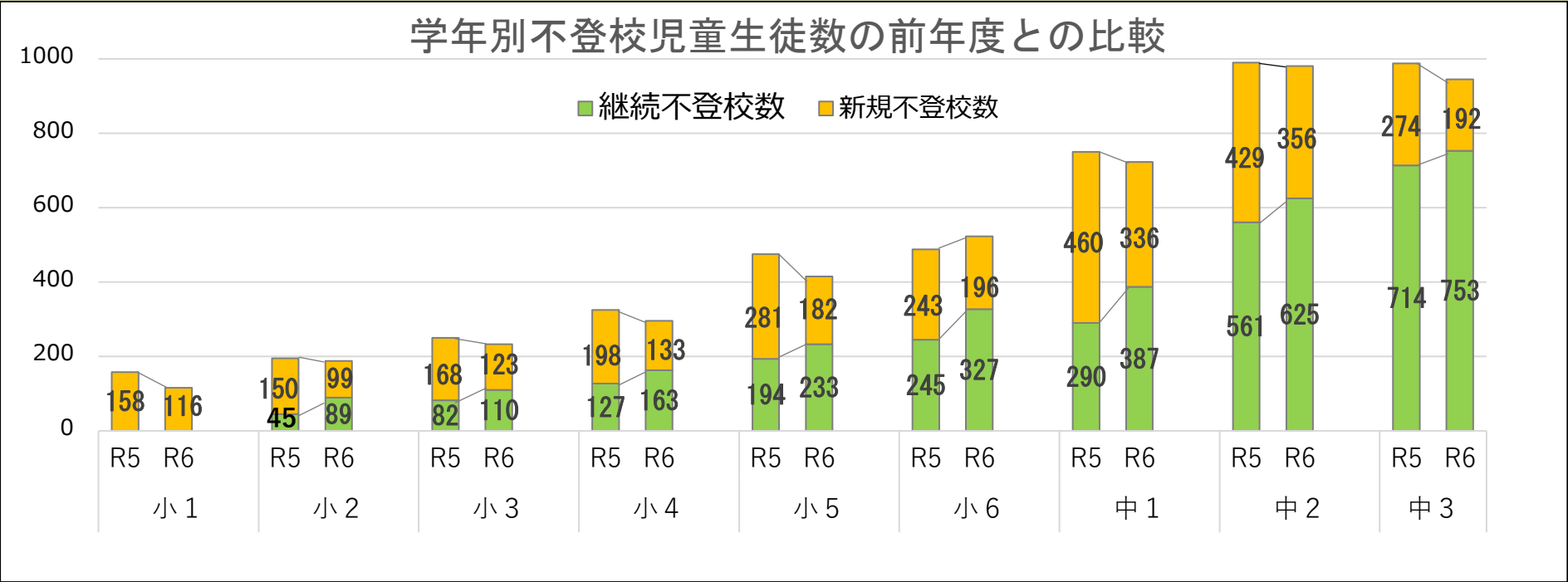
不登校児童生徒（令和6年度宮城県長期欠席状況調査から）

県内公立小中学校の不登校児童生徒数（仙台市を除く）

- ・ 小学校 1, 7 7 1 人
- ・ 中学校 2, 6 4 9 人 計 4, 4 2 0 人

1. 不登校児童生徒数の現状

(1) 学年別不登校児童生徒数の前年度との比較について



調査結果のポイント

- すべての学年において新規不登校数は減少しており、各学校での取組の成果が現れていると考える。
- 今後も、新規の不登校児童生徒を生み出さないために、「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進するとともに、アセスメントに基づいて、一人一人の状況に応じた支援を行っていく。

1. 不登校児童生徒数の現状

(2) 小学校不登校児童1,771人・中学校不登校生徒2,649人への支援状況

	不登校児童生徒数	学校内での支援			
		学校（月に3～5日程度欠席）	校内教育支援センター	放課後登校	合 計
小学校	1,771	621	522	169	1,312
中学校	2,649	576	1,024	269	1,869
合 計	4,420	1,197	1,546	438	3,181

	不登校児童生徒数	学校外での支援					
		ケアハウス	けやき教室	フリースクール	教員による家庭訪問	訪問指導員	合 計
小学校	1,771	202	51	57	649	19	978
中学校	2,649	341	53	70	876	24	1,364
合 計	4,420	543	104	127	1,525	43	2,342

	不登校児童生徒数	支援の難しい児童生徒
小学校	1,771	3
中学校	2,649	6
合 計	4,420	9

(注) 複数の支援を受けている児童生徒がいるため、複数回答により不登校児童生徒数と一致せず。

調査結果のポイント

- 仙台市を除く不登校児童生徒（小学校1,771人、中学校2,649人）への支援を学校内、学校外の様々な場所で行っている。
- 不登校児童生徒の内、支援の難しい児童生徒数は、小学校で3人、中学校で6人いる。児童生徒や保護者の理解を得られず、支援が難しい状況となった。
- 支援の難しい児童生徒に対しては、今後も学校及び市町村から働き掛けを継続して行っていく必要がある。

2. 学校に登校していない児童生徒の支援について

学校に登校していない児童生徒の支援に係る取組全体図

重点

新たに学校に登校しない児童生徒を生まない
取組を推進するとともに、
多様な学びの場と居場所を確保する



主な取組

1 未然防止 ～魅力ある学校づくり～

- ▶みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業
新たに学校に登校していない児童生徒を生まないための手法を研究
- ▶児童生徒の学習意欲を引き出す分かる授業づくり
＊学力向上の取組で対応



2 初期対応 ～早期発見・早期対応～

3 自立支援 ～事後の対応・ケア～

県教育委員会

企画・立案

▶施策立案機能の強化



教育相談機関

- ▶相談体制の充実・強化
支援を必要とする児童生徒や保護者を適切な支援につなげるため、相談体制を充実・強化
- ▶スクールカウンセラー研修事業
スクールカウンセラーの資質向上
- ▶児童生徒支援ネットワーク事業
各教育事務所に「地域ネットワークセンター」を設置
- ▶スクールロイヤー活用事業
各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、諸課題解決を支援



連携

市町村教育委員会

学校

- ▶スクールソーシャルワーカー活用事業
すべての市町村にスクールソーシャルワーカーを配置

学びの多様化学校

- 加配教員の配置
- スクールカウンセラーの配置

校内教育支援センター

- ▶校内教育支援センター支援事業
学び支援教室と別室の取組を支援

学び支援教室

- 学び支援教室専任教員等の配置
- 学び支援教室施設整備費の補助

別室

- 市町村が配置する支援員への補助



教育支援センター

- ▶みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業
居場所・学びの場である「心のケアハウス」の運営を支援
- ▶アウトリーチ支援員配置事業
フリースクール等へのアウトリーチ支援



心のケアハウス

- 運営費補助
- アウトリーチ支援員の配置



連携

▶学校に登校していない
児童生徒の支援に関する
連絡会・情報交換会

県教委・市町村教委・行政の
福祉部門・フリースクール等と
開催（年3回）

連携

フリースクール（民間施設・団体）